

火葬場使用料（令和元年10月1日～）

（新料金表）

種別	区分	単位	使用料（円）	
			町民	その他
死体の火葬	12歳以上のもの	1体につき	15,000	45,000
	12歳未満のもの	1体につき	10,000	30,000
	死胎児	1胎につき	3,000	9,000
死体の一時保管		1体につき	2,100	6,290
手術肢体、胞衣、その他汚物の焼却		1回	2,200	6,600
待合室1	火葬の待合	1回	840	2,510
	告別式		840	2,510
	通夜		840	2,510
待合室2	火葬の待合		1,050	3,140
	告別式		1,050	3,140
	通夜		1,050	3,140
交流スペース	火葬の待合	—	—	
	告別式	4,190	12,570	
	通夜	4,190	12,570	
霊柩車使用		1往復使用	—	3,140

備考

- この表において「町民」とは、死亡者又は使用者が本町に住所を有している者をいい、「その他」とは、これら以外をいう。
- 待合室及び交流スペースに係るその他目的の使用料に関しては、町長が別に定める。
- 霊柩車の使用は島内に限る。

利用時間

火葬炉・・・・・・・・・・午前9時から午後5時まで

（入炉の最終時間は、午後3時30分）

待合室、交流スペース・・町長が使用を許可した時間

※ 休場日は1月1日及び町長が必要と認める日



大崎上島町火葬場「大峰苑」